



第3次男女共同参画 プラン まるがめ



男女がともに生き生きと暮らせるまちをめざして



平成29年度 ➡ 平成33年度
(2017年度) ➡ (2021年度)

平成29年(2017年)3月

丸亀市

本市では、男女がお互いに人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

プランの基本理念

丸亀市男女共同参画推進条例第3条に定める次の5つの基本理念を、本プランの基本理念とします。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度、慣行についての配慮
- 政策や方針の立案、決定への共同参画
- 家庭生活における活動とその他の諸活動の両立
- 生涯にわたる健康と権利

プランの重点目標

本プランでは目標1～8を設けています。その中でも次の二つを重点目標として施策に取り組みます。

《重点目標》目標4：男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

多様な考え方や生き方を尊重し、仕事と生活が好循環を生む社会づくりは、これから的人口減少、少子高齢化が進行する社会において欠かせません。また、ワーク・ライフ・バランスの推進は、男女があらゆる場面で活躍でき、男女がともに暮らしやすい社会の実現のためにも重要です。

《重点目標》目標6：配偶者などからの暴力の根絶

配偶者や恋人などの親密な関係にある人の間で起こるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題です。

プランの位置づけ

- 本プランは男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画です。
- 本プランは丸亀市男女共同参画推進条例第9条第1項に基づく計画です。
- 本プランの目標3～5を、「丸亀市女性活躍推進計画」とします。
- 本プランの目標6を、「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」とします。

プランの期間

本プランの期間は、平成29年度（2017年度）～平成33年度（2021年度）の5年間です。

目標① 男女共同参画の意識づくり

目指すまちの姿

男性も女性も一人ひとりが誇りを持って自分らしく生きています。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人として等しく尊重され、男女共同参画の必要性について理解を深めています。

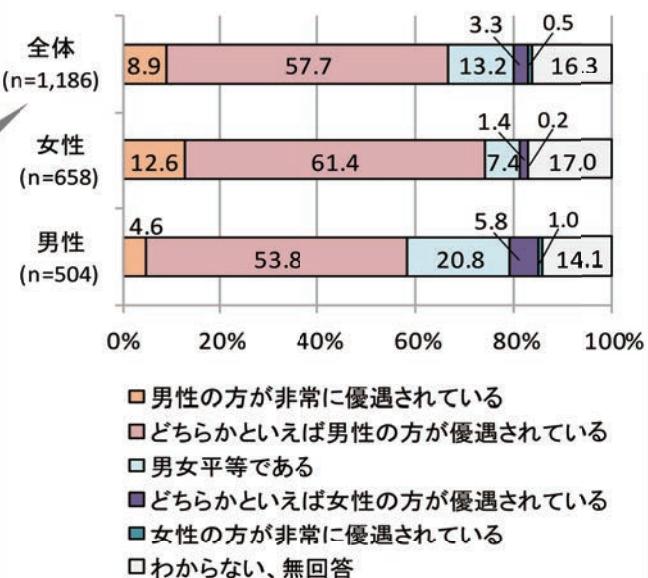
現状は

全体の66.6%に当たる人が、社会全体では「男性の方が優遇されている」と回答。

どのような取組をするの？

- 【1】人権尊重・男女共同参画意識の醸成に向けた広報、啓発の充実
- 【2】情報の収集、提供と実態調査の実施

【社会全体に関する男女平等観】



資料：平成27年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書

取組の目標は？

指標	現状値（時点）	目標値（期限）
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を使った広報回数	年10回（H28年度）	年30回（H33年度）
市ホームページの「男女共同参画」ページへのアクセス回数	年375回（H27年度）	年600回（H33年度）
男女共同参画を推進するリーダーの登録者数	—（H28年度）	20人（H33年度末）

目標② 男女共同参画を推進する教育、学習の充実

目指すまちの姿

家庭、学校、地域において、子どもから大人まで、男女共同参画や自分らしく主体的に生きていくことの大切さを学ぶ機会が充実しています。そして、子どもたちは、学校だけでなく、家庭や地域においても、男女共同参画の意識を持つ大人たちからの声かけや働きかけにより、男女が協力して家庭生活を築くことや社会へ参画していくことの重要性について理解を深めながら成長しています。

どのような取組をするの？

- 【1】男女共同参画の視点に立った教育、保育の推進
- 【2】男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進
- 【3】男女共同参画の推進に向けた学習機会の提供



取組の目標は？

指標	現状値（時点）	目標値（期限）
男女共同参画を推進する講演会や講座、セミナーなどの開催回数	年6回（H28年度）	年10回（H33年度）

目標③ 政策・方針決定過程への女性参画の推進

目指すまちの姿

政策・方針決定の場に男女がバランスよく参加しています。そして、参加者が活発に意見を述べ合うことで気づきと新しい発見が生まれ、多様な意見を反映させた決定が行われています。



どのような取組をするの？

- 【1】政治への関心を高める取組の推進
- 【2】行政機関における意思決定の場への女性の参画拡大
- 【3】企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進
- 【4】防災における男女共同参画の推進

取組の目標は？

指標	現状値（時点）	目標値（期限）
①審議会等委員の女性登用率 ②女性登用率が40.0%～60.0%である審議会等の割合 ③女性のいない審議会等の数	①35.5% ②44.9% ③3 (H27年度)	①40.0% ②70.0% ③0 (H33年度末)
①市役所女性管理職（全職種）の割合 ②市役所女性管理職（一般事務職）の割合 ※管理職：部長級、課長級、副課長級 (「丸亀市特定事業主行動計画」に示している指標)	①27.3% ②18.6% (H28年度)	①35.0% ②25.0% (H33年度)

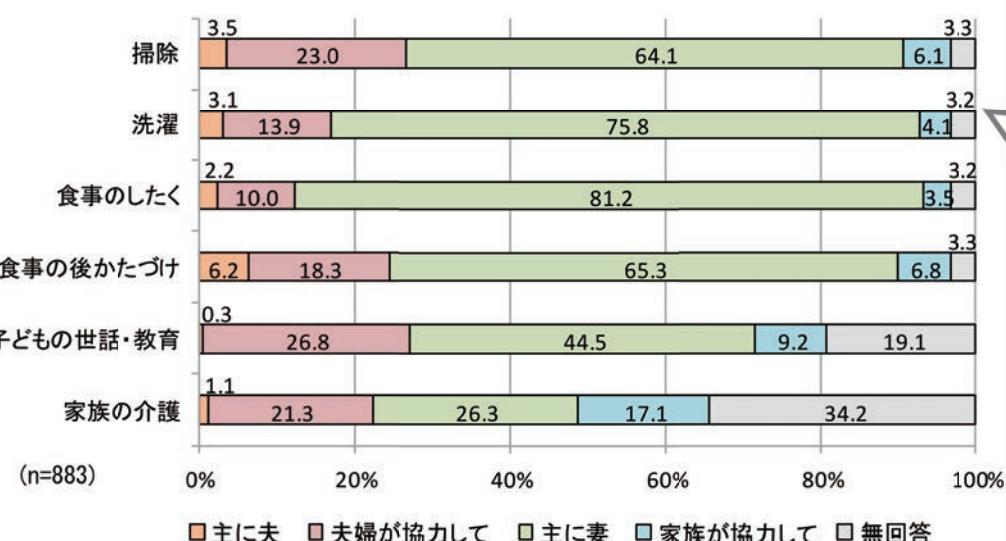
目標④ 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標

目指すまちの姿

男女が職場での仕事だけでなく、家庭での家事においても責任を果たしつつ、やりがいや充実感を感じながら働いています。また、それぞれのライフステージに応じて、男女がともに子育て、介護、地域活動を主体的に担い、趣味などの自分の時間も大切にしています。

【ふだん掃除や洗濯などの家事をしているのはだれですか】



現状は

掃除、洗濯、食事のしたく・後かたづけを「主に妻」がしていると回答した人が、6～8割。

資料：平成27年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書

どのような取組をするの？

ア. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- 【1】働き方改革の推進に向けた機運の醸成
- 【2】企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 【3】市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 【4】働く男女の健康管理対策の推進
- 【5】コンパクトシティの推進

イ. 子育て・介護支援の充実

- 【6】子育て環境の整備、充実
- 【7】高齢者などに対する介護支援の充実
- 【8】保育士の確保
- 【9】介護職域における人材の育成、確保

ウ. 男性の家庭生活への参画推進

- 【10】男性の家庭生活への参画推進

エ. 地域活動や市民活動への参画推進

- 【11】地域活動における男女や多様な世代の参画推進と活動支援

- 【12】市民活動への支援と参加推進



取組の目標は？

指 標	現状値（時点）	目標値（期限）
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施回数	年2回 (H28年度)	年10回 (H33年度)
ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	18.5% (H27.8)	0.0% (H32年度)
市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	3.2% (H27.8)	15.0% (H32年度)
産業振興支援補助金（職場環境改善）利用件数	年2件 (H28年度)	年5件 (H33年度)
①市役所男性職員の育児休業取得率 ②市役所男性職員の子育て参画のための特別休暇取得率 (「丸亀市特定事業主行動計画」に示している指標)	①12.5% ②68.8% (H27年度)	①15.0%以上 ②80.0% (H33年度)
メンタルヘルス研修の実施回数	— (H28年度)	年3回 (H33年度)
各種保育サービスを実施している施設数 ①延長保育 ②病児・病後児保育 ③休日保育 ④乳児保育 ⑤一時預かり	①15か所 ②1 ③0 ④16 ⑤7 (H28年度)	①15か所 ②2 ③1 ④16 ⑤9 (H33年度)
ファミリー・サポート・センターの登録者数	816人 (H27年度)	1,000人 (H33年度末)
認知症カフェ、介護教室などへの参加者数	年210人 (H27年度)	年3,000人 (H33年度)
男性の料理普及啓発者数	4人 (H28年度)	15人 (H33年度末)
コミュニティによる地域活動などを支援する「コミュニティまちづくり補助金」の活用地区数	13地区 (H27年度)	17地区 (H33年度)

目標⑤ 男女がともに生き生きと働き続けられる労働環境の整備

目指すまちの姿

就業の形態やニーズが多様化する中、働く場において男女が性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して生き生きと働けるよう、労働環境が整備されています。

どのような取組をするの？

- 【1】女性の就職・再就職、継続就労、起業・創業などのための支援
- 【2】企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進
- 【3】女性の職域の拡大
- 【4】農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性への支援



取組の目標は？

指標	現状値（時点）	目標値（期限）
働く女性向け交流会の開催回数と参加者数	— (H28年度)	年2回、年30人 (H33年度)
セクシュアル・ハラスメントに対する取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合 <small>(男女共同参画に関する企業アンケートより)</small>	45.2% (H27.8)	20.0% (H32年度)
女性認定農業者数	10人(H27年度)	12人(H33年度末)

用語説明

【固定的な性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」などのように、性の違いによって役割や能力、活動分野などを決める考え方や意識をいいます。また「男らしさ、女らしさ」を求めることも、男女それぞれの役割への期待が反映されていると考えられます。一人ひとりの持つ個性や能力などの違いとは無関係に性別によって決めつけることから、個人の柔軟な発想や意欲を損なうだけでなく、生き方や働き方をも制約する要因となっています。

画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的な嫌がらせのことであり、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示、性的な冗談やからかいなど、様々な態様のものが含まれます。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた人からふるわれる暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力（殴る、蹴るなど）だけでなく、精神的暴力（長時間の無視、大声で怒鳴るなど）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（人の付き合いを制限するなど）、性的暴力（性的行為の強要など）も含まれます。

【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

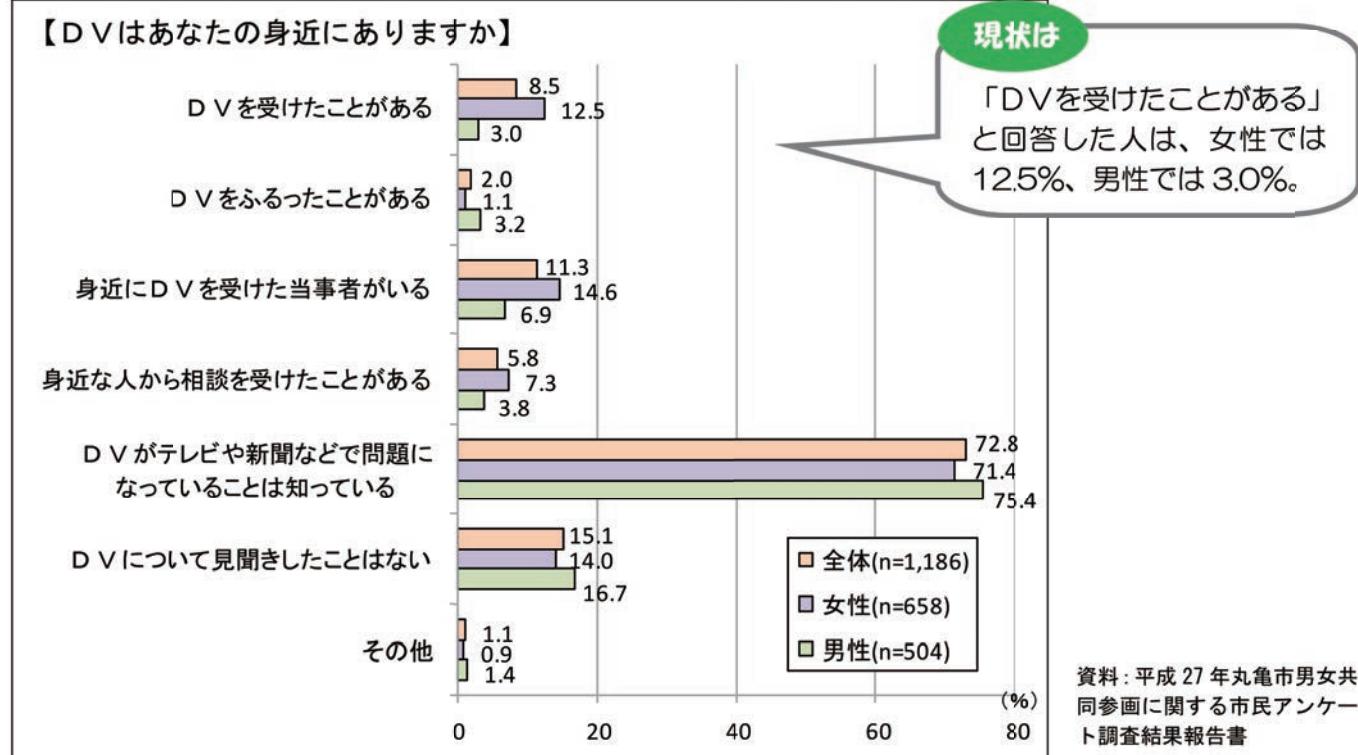
だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。

目標⑥ 配偶者などからの暴力の根絶

重点目標

目指すまちの姿

市民がいかなる暴力も許さないという意識を持ち、DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力のない社会が形成されています。



どのような取組をするの？

A. あらゆる暴力を許さない意識の醸成

【1】あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けた啓発の実施

【2】女性相談窓口の周知

I. DV被害者の早期発見と相談体制の充実

【3】発見通報に関する関係機関への働きかけの実施

【4】相談員の資質向上のための研修実施と心理的ケアの充実

【5】相談室の整備

ウ. DV被害者の保護と自立支援の充実

【6】DV被害者が一時的に避難できる場所の確保

【7】DV被害者と同伴の子どもへの適切な情報提供と切れ目のない支援の実施

女性相談窓口

●丸亀市女性相談（丸亀市子育て支援課内）

TEL 0877-23-2201

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:00

●香川県子ども女性相談センター

TEL 087-835-3211

月～土曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～21:00

取組の目標は？

指標	現状値（時点）	目標値（期限）
デートDVも含むDV防止に関する啓発活動の実施回数	年6回（H28年度）	年10回（H33年度）
相談カード・シールの設置か所数 ①公共施設 ②民間施設	①24か所 ②2か所（H28年度）	①40か所 ②200か所（H33年度末）
DV相談の窓口として、次の相談先を知っている人の割合 ①丸亀市女性相談 ②香川県子ども女性相談センター (男女共同参画に関する市民アンケートより)	①19.1% ②19.1%（H27.8）	①50.0% ②50.0%（H32年度）

目標⑦ 生涯にわたる男女の健康支援

目指すまちの姿

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、ライフステージに応じて心とからだの健康が保持・増進されています。特に女性は生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面することについて、女性自身が正しく認識・対応し、健康な生活を送っています。

どのような取組をするの？

- 【1】男女の性をともに理解・尊重する意識の浸透
- 【2】男女の心とからだの健康保持・増進対策の推進
- 【3】女性の生涯にわたる健康保持・増進対策の推進

取組の目標は？

指標	現状値（時点）	目標値（期限）
①乳がん検診受診率（40歳から69歳までの女性）	①44.2%	①50.0%
②子宮がん検診受診率（20歳から69歳までの女性）	②42.2%	②50.0%
③前立腺がん検診受診率（40歳以上の男性）	③36.4% (H27年度)	③50.0% (H33年度末)

目標⑧ 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

目指すまちの姿

市の支援のほか、地域の人々がお互いに目配りしながら、「困ったときはお互い様」と助け合う気持ちで生活しています。そのため、ひとり親家庭や高齢者、障がい者などの様々な困難を抱えた人も安心して生活しています。

どのような取組をするの？

- 【1】ひとり親家庭への支援の充実
- 【2】高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 【3】障がい者が安心して暮らせる環境の整備
- 【4】外国人が安心して暮らせる環境の整備
- 【5】多様な性を認める意識の醸成に向けた啓発の実施



第3次男女共同参画プランまるがめ ダイジェスト版

発行 平成29年(2017年)3月

丸亀市総務部人権課男女共同参画室

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目3番1号

T E L 0877-24-8823

F A X 0877-23-4073

Eメール danjo@city.marugame.lg.jp

第3次男女共同参画プランまるがめの詳細は、人権課男女共同参画室のホームページをご覧ください。

[丸亀市男女共同参画](#)

検索